

★★★ 流山市消費生活センターからの大切なお知らせ ★★★

見守り
新鮮情報

不安をあおって 契約させる 給湯器の 点検商法に注意



©Kurosaki Gen

数日前、いきなり業者が訪問し「ガス給湯器の点検に回っている」と言われたので話を聞いてしまった。業者は道路から給湯器を見た様子で「**すぐに交換しなければ危ない**」と言ってきた。最近交換したばかりなので不審に思ったが、もし不具合がありお風呂にも入れなくなったら**大変**だと思い、**承諾**してしまった。費用は約50万円だという。**高額**だし**不審**なのでこの契約をやめたい。

(70歳代)

ひとこと助言

その場ですぐに
契約しないで



見守るくん

- 点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして新たに製品を購入させる手口です。安易に点検に応じないようにしましょう。
- 点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。不安な場合、本当に交換が必要か契約先のガス事業者やメーカー等に相談しましょう。
- 購入する場合は、複数社から見積もりを取ることが大切です。
- 給湯器は、長期間の使用により重大な事故が起こる可能性があります。業界団体等では、10年を目安に信頼できる事業者による点検や取り替えを推奨しています。
- 契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第478号(2024年3月12日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活に関するご相談は⇒ 04-7158-0999(月～金 9:00～16:30)
流山市役所 第2庁舎2階 流山市消費生活センターへ【出前講座も随時受け付けてます】

消費生活に関することで分からないことがあった時や悩んだ場合は消費生活センターへすぐにご相談ください。

屋根工事の点検商法のトラブルが増えています —典型的な勧誘トークを知っておくことで防げます！—

こんなトークにご注意を！！

「近所の工事のご挨拶に来ました」
「屋根が浮いているみたいですね。
無料で点検してあげます」

親切

安心

「このままだと台風が来たら雨漏りしますよ」
「瓦が飛んで近所の人にも迷惑が…」

そんな…雨漏りする前に早く修理しないと…

「この場で契約するなら特別に安くしますよ」
「保険金を使って修理すればいいじゃないですか」

お得

【知っておいて！トラブル回避のポイント！】

- ・突然訪問してきた業者には安易に点検させない
- ・すぐに契約せず、複数社から見積りを取るなど十分に検討する
- ・保険金を利用できるというトークには気を付ける
- ・クーリング・オフや契約の取消しができる場合もある
- ・困ったときは最寄りの消費生活センター等に相談



**悪質な業者は点検後に
不安をあおり、巧みなトーク
で契約させようとします！**

点検商法のトラブルに注意！

大雨や台風等の後に突然訪問があり、このままだと雨漏りすると指摘されて不安になった。勧められるまま契約したが、費用が高額で解約したいという相談が消費生活センターに寄せられています。また、「すぐに給湯器を交換しなければ危険な状態だ」と不安をあおられ、大手メーカーの関連会社や地方自治体の委託業者を名乗る訪問業者から新たに高額な給湯器を購入してしまったというトラブルの相談も増えています。

電話や訪問で点検を持ち掛ける業者には、安易に点検させないようにしましょう。電話で了承した後で断ろうとしても連絡先や、正確な事業者名がわからない等のケースがあります。訪問してきた業者にはドアを開けずに対応し、必要のない勧誘はきっぱりと断りましょう。すぐに契約せず、メーカーに相談や、複数の事業者から相見積りを取るなどして比較し、慎重に検討しましょう。

2023年10月

 独立行政法人
国民生活センター